

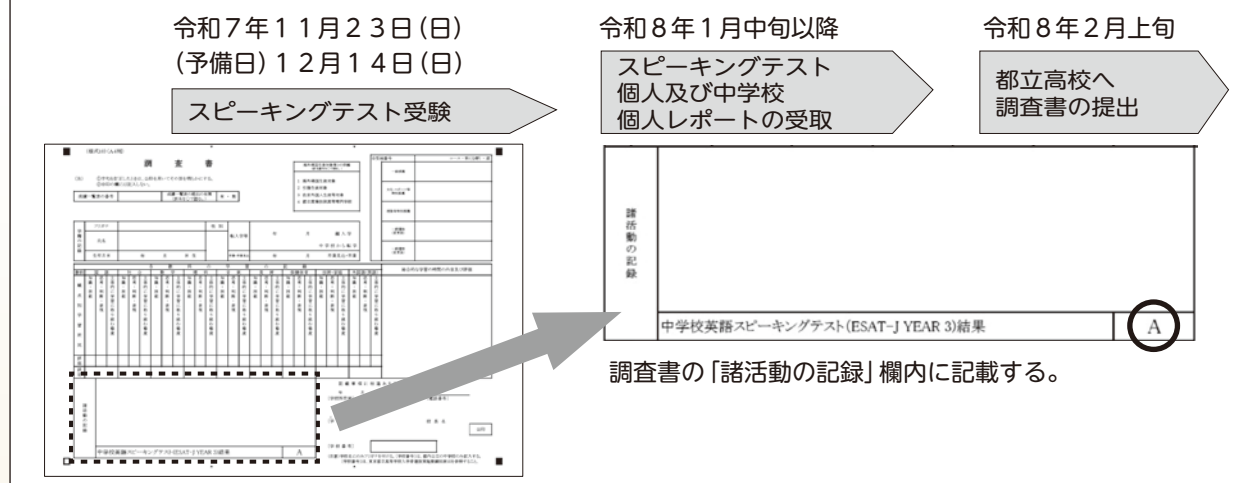
(3) 都立高校入試における中学校3年生対象の中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) の結果活用について

○都立高校入試では、中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) (以下「スピーキングテスト」といいます。) の結果を活用します。

①スピーキングテスト結果の都立高校への提出について

中学校は、スピーキングテスト結果として提供を受けた6段階の評価を、生徒の調査書に記載します。調査書は、生徒の志願先の都立高校へ提出します。

スピーキングテスト受験から結果を都立高校へ提出するまで



②スピーキングテスト結果の都立高校入試における活用区分について

スピーキングテスト結果は、第一次募集・分割前期募集において活用します。

(エンカレッジスクール、チャレンジスクール、英語学力検査を実施しない学校は対象外です。)

③評価の点数化について

都立高校ではAからFまでの6段階で提出された評価を、次の表のとおり、20点満点の点数として取り扱います。

スピーキングテスト結果(評価)	A	B	C	D	E	F
都立高校で取り扱う点数	20点	16点	12点	8点	4点	0点

④総合得点の算出について

都立高校では、学力検査の得点と調査書点の合計(1000点満点)にスピーキングテスト結果の点数を加え、総合得点を算出します。

【第一次募集・分割前期募集】

学力検査の得点	7:3	調査書点	スピーキング テスト結果	
500点		65点		
100点×5教科		(5教科×5)+(4教科×5×2)		
↓		↓	↓	
700点(換算後)	+	300点(換算後)	+	20点(調査書に記載)
				= 1020点

⑤不受験者の扱いについて

スピーキングテスト不受験者については、都立高校入試において不利にならないように取り扱います。

(1) 不受験者とは、次のア又はイに該当する者とします。

ア 東京都の公立中学校等に在籍する者のうち、スピーキングテスト実施日(予備日を含む。)に、インフルエンザ等に罹(り)患した者、学校保健安全法第19条により中学校長が出席停止の措置を行った者及び受験者本人の責めによらず、やむを得ない理由(病気で入院、交通事故により負傷等)により受験することができなかった者

イ スピーキングテスト実施日時点で、東京都の公立中学校等に在籍していないため、スピーキングテストを受験していない者(私立中学校在籍者、他県中学校在籍者等)

(2) 不受験者については、「仮のスピーキングテスト結果」を次のとおり算出します。

英語学力検査の得点で順位を決め、不受験者と英語学力検査の得点と同じ者のスピーキングテスト結果を「③評価の点数化について」に基づいてそれぞれ点数化し、その平均値により、不受験者の「仮のスピーキングテスト結果」を求めます。

その際、平均値が18点以上はA、14点以上18点未満はB、10点以上14点未満はC、6点以上10点未満はD、2点以上6点未満はE、2点未満はFとします。

右の表では、英語の学力検査の得点と同じ者のスピーキングテスト結果はAが3名、Bが5名、Cが2名であり、平均値は16.4点となるため、不受験者の「仮のスピーキングテスト結果」はBになります。

不受験者の換算方法の詳細はこちら ⇒



英語学力検査 の順位	英語学力検査 の得点	ESAT-J YEAR3結果
36	78	A
37	76	B
38	75	A
38	75	B
38	75	A
38	75	B
38	75	C
38	75	不受験者
38	75	A
38	75	B
38	75	B
38	75	B
38	75	C
49	74	B